

## 規 則

埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第九号

埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則の一部を改正する規則

(埼玉県教育局等文書管理規則の一部改正)

第一条 埼玉県教育局等文書管理規則(平成十三年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第三種文書等(保存期間が五年の文書等)五中「の中免、臨時職員の使用費」を「及び臨時職員の中免」に改める。

(埼玉県立学校文書管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立学校文書管理規則(平成十三年埼玉県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三種文書等(保存期間が五年の文書等)二中「臨時職員及び非常勤職員」を「非常勤職員及び会計士年度任用職員」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に職員が作成し、又は取得した臨時職員の雇用等に関する文書等の保存期間については、なお従前の例による。